

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税
回避の防止のための日本国とジャマイカとの間の条約の説明書

外

務

省

一 概説	一
1 条約の成立経緯	一
2 締結の意義	一
二 条約の主要な内容	一
1 適用対象及び定義に関する規定	一
2 二重課税の回避等のための規定	一
3 二重課税の除去の方式に関する規定	一
4 相互協議手続（仲裁手続を含む。）	二
5 税務当局間の協力	二
6 条約の濫用を防止するための規定	二
7 効力発生及び適用	二
8 その他	三
9 議定書	三
三 条約の実施のための国内措置	三

一 概説

1 条約の成立経緯

政府は、ジャマイカとの間の所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための条約を締結するため、平成三十年（二千十八年）十二月から政府間交渉を行つてきた。その結果、条約の案文について最終的合意に達し、令和元年（二千十九年）十二月十二日に東京において、日本側在ジャマイカ山崎大使とジャマイカ側アリコック駐日大使との間でこの条約の署名が行われた。

2 締結の意義

この条約は、O E C D モデル租税条約の内容を基本としつつ、これまでに我が国が諸外国との間で締結してきた租税条約と同様に、人的交流及び経済的交流に伴つて発生する国際的な二重課税の除去を目的として、ジャマイカとの間で課税権を調整するものである。この条約の締結により、脱税及び租税回避行為を防止するとともに、我が国とジャマイカとの間で課税権の調整が図られることとなり、人的交流及び経済的交流が一層促進されることが期待される。

二 条約の主要な内容

この条約は、前文、本文三十一箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主要な内容は、次のとおりである。

1 適用対象及び定義に関する規定

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用することを規定している（第一条及び第二条）。また、「権限のある当局」、「一方の締約国の居住者」等の用語の意義を定義するとともに、双方居住者の振分けの方法及び恒久的施設の範囲について規定している（第三条から第五条まで）。

2 二重課税の回避等のための規定

不動産所得については、不動産所在地国において課税することができること（第六条）、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国に

において課税することができる（第七条）こと及び船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得については、企業の居住地国においてのみ課税することができる（第八条）ことを規定するとともに、両締約国の企業の間に商業上又は資金上の特別な関係がある場合における所得の計算方法及びその場合の課税上の調整方法（第九条）について規定している。また、配当、利子及び使用料については、源泉地国において限度税率の範囲で課税することができること又は免税とすること（第十条から第十二条まで）、不動産等の譲渡収益については、当該不動産等の所在地国において課税することができること（第十三条）、給与所得については、役務提供地国における滞在期間が百八十三日を超えないこと等の一定の要件を満たす場合を除くほか、役務提供地国において課税することができること（第十四条）、法人の役員報酬については、当該法人の居住地国において課税することができること（第十五条）、個人が芸能人等として取得する所得については、役務提供地国において課税することができること（第十六条）、退職年金等については、居住地国においてのみ課税することができること（第十七条）、政府職員の報酬等については、派遣元の国においてのみ課税することができること（第十八条）、学生等が受け取る一定の給付については、滞在地国において免税とすること（第十九条）、匿名組合契約等に関連して匿名組合員が取得する所得については、一定の要件を満たす場合には、源泉地国において課税することができること（第二十条）並びにその他の所得については、居住地国においてのみ課税することができることを原則としつつ、源泉地国においても課税することができること（第二十一条）を規定している。

3 二重課税の除去の方式に関する規定

この条約の規定による課税によつて生ずる二重課税を居住地国において除去することを規定している（第二十二条）。

4 相互協議手続（仲裁手続を含む。）

この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対しても申立てをすること及び権限のある当局が相手国との権限のある当局と協議を行つて解決を図ることができることに加え、一定の要件の下において仲裁に付託することができることを規定している（第二十四条）。

5 税務当局間の協力

両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換すること（第二十五条）を規定するとともに、滞納租税債権一般を対象と

する徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等（第二十六条）について規定している。

6 条約の濫用を防止するための規定

この条約の特典の濫用を防止するため、第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられないことを規定している（第二十八条）。

7 効力発生及び適用

各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行うこと及びこの条約は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずることを規定している。また、この条約の適用の時期について規定している。（第三十条）

8 その他

租税に関する無差別待遇（第二十三条）、外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権とこの条約との関係（第二十七条）等を規定するとともに、この条約の終了（第三十一条）について規定している。

9 議定書

「ジャマイカ」及び「日本国」の定義は、国際法に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼさないこと（議定書1）、恒久的施設の課税所得の計算において、費用の控除の要件は、当該恒久的施設が存在する締約国の法令によって決定されること（議定書2）、「公認の有価証券市場」の定義（議定書3）並びに相互協議に係る仲裁の手続及び補足事項（議定書4）について規定している。

三 条約の実施のための国内措置

この条約の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。